⑭　特定信託財産を構成する資産の内容

［ａ～ｈ　略］

ｉ　特定信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下ｉにおいて単に「債権」という。）に係る債務者（以下ｉにおいて単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第８条第３項に規定する子会社をいう。⑷において同じ。）又は関連会社（同条第５項に規定する関連会社をいう。⑷において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10％以上であるもの（以下ｉにおいて「重要な債務者」という。）が存在する場合には、ａからｈまでに加えて、次の⑷から⑷までに従うこと。

［⑷～⑷　略］

⑷　当該割合が20％以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

①　［略］

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

［⑸～㉑　略］

㉒　特定信託財産の経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(28－２)　ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ・ｃ　略］

㉓　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（㉔ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。㉔ａにおいて同じ。）も記載すること。

⑭　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　［同左］

［⑷～⑷　同左］

⑷　［同左］

①　［同左］

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下②及び（28－２）　ｃにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

［⑸～㉑　同左］

㉒　［同左］

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（㉓及び㉔ａにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(28－２)　ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ・ｃ　同左］

㉓　［同左］

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（㉔ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。㉔ａにおいて同じ。）も記載すること。